

# 通所介護事業所におけるサテライト型事業所の取扱いについて (船橋市)

平成 28 年 4 月 1 日

## 1 指定基準

### (1) 概要

サテライト型事業所は、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」の「第2 総論」における以下の要件を満たす場合には、「事業所」の別単位として指定することになります。

「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」より抜粋

#### 第二総論

1 事業者指定の単位について事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。なお、この取扱いについては、同一法人にのみ認められる。

- ① 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。
- ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
- ⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

## (2) 人員基準

職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。通所介護事業所の別単位事業所としての人員配置を確保することが必要となります。

具体的には、**管理者・生活相談員については兼務が可能**となりますが、**看護職員については単位ごとの配置が必要**となることに注意して下さい。

< 本体事業所（20名）とサテライト型事業所（10名）の人員配置例 >

人員	本体事業所	サテライト型事業所
管理者	1人	1人（本体との兼務可）
生活相談員	1人	1人（本体との兼務可）
介護職員	2人	1人
看護職員	1人	1人 （本体と密接かつ適切な連携が図られる場合、サテライト型にも従事可）
機能訓練指導員	1人	1人（本体との兼務可）

## (3) 設備基準

本体事業所と同様の設備を設置する必要があります。

## (4) サテライト型事業所と本体事業所との距離

一体的なサービス提供体制を確保できる範囲内となります。具体的には、**「自動車でおおむね20分以内の距離」**となります。

## (5) サテライト事業所の個数

人員などの一元的管理等が指定要件であることから、原則として**「1か所まで」**となります。

## (6) 指定権者の異なる場所へのサテライト型事業所の指定

指定権者の異なる場所へのサテライト型事業所の指定は、原則として認めません。

もっとも、県内の他指定権者においては、基準の具体的取扱いがおおむね統一されていること等を考慮し、他指定権者に意見を求めることを条件に例外的にサテライト型事業所の指定を認めます。

## 2 加算等

(1) 事業所の利用定員・利用者数は、本体事業とサテライト型事業所との合算となるため、定員19名以上であれば、通常規模型通所介護費または大規模型通所介護費を算定することになります。

(2) 加算・減算の取扱いは以下のとおりです。

①事業所単位で算定するもの	②本体とサテライト型のそれぞれの事業所で算定するもの
<ul style="list-style-type: none"><li>・定員超過利用減算</li><li>・人員基準欠如減算</li><li>・中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</li><li>・中重度者ケア体制加算（※除く）</li><li>・認知症加算（※除く）</li><li>・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）・（Ⅱ）</li><li>・介護職員処遇改善加算</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・延長加算</li><li>・入浴介助加算</li><li>・個別機能訓練加算（Ⅰ）・（Ⅱ）</li><li>・若年性認知症利用者受入加算</li><li>・栄養改善加算</li><li>・口腔機能向上加算</li><li>・同一建物減算</li><li>・送迎減算</li></ul>

(3) サテライト型事業所の地域区分は、サテライト型事業所が所在する市町村の地域区分で請求することになります。

## 3. その他

(1) サテライト事業所の名称について

サテライト型事業所の名称は、本体となる事業所のサテライト型事業所であることが認識できる名称にすること。

例えば、本体事業所の名称が「〇〇介護サービス」である場合、サテライト型事業所の名称は「〇〇介護サービス（サテライト型事業所）」とすること。

- (2) 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること、職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること等を証明する書類は、本体となる事業所で管理・保管すること。